

議 事 録

会議名	令和5年度第1回寒川町下水道運営審議会		
日 時	令和5年7月14日（金）午後2時00分～2時50分	開催形態	公開
場 所	寒川町役場 東分庁舎第1、2会議室		
出席者	【委 員】 山上委員、青木委員、横手委員、脇委員、和田委員 猿渡委員、大國委員、郷原委員 （欠席者：臼井委員、中内委員、増田委員） 【 町 】 木村町長、畠山部長、富田下水道課長、山本副技幹 丹内主査、岡本主任主事、江川主任主事 【傍聴者】 なし		
議 題	（1）会長の選任について （2）職務代理者の指名について （3）議事録承認委員の選出について		
決定事項	（1）会長 横手委員 （2）職務代理者 和田委員 （3）議事録承認委員 山上委員		
議 事	1 開会 2 委嘱状の交付 3 町長挨拶 ～ 町長、所用により退席 ～ 4 委員紹介（自己紹介） 【事務局】 本日まで出席の委員は8名で、寒川町下水道運営審議会条例第5条の規定を満たしていることをご報告申し上げます。次に、寒川町自治基本条例第15条による傍聴につきましては、希望者がおりませんでしたので、このまま進めることといたします。 5 議題 （1）会長の選出について 【事務局】 会長の選出は、寒川町下水道運営審議会条例第4条第1項により、委員の互選で定めることとなっております。立候補もしくはご推薦はございませんでしょうか？ 【山上委員】 今までの経験を生かして横手委員が適任だと思います。任期も残っているため引き続き横手委員が会長を務めた方がよろしいのではないのでしょうか？ 【事務局】 山上委員の方からご推薦がありましたが、皆さんいかがでしょうか？ ～異議なし～		

【事務局】 それでは横手委員、会長席にご移動いただき、一言ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

【横手会長】 あいさつ

(2) 職務代理者の指名について

【横手会長】 事務局より説明願います。

【事務局】 審議会条例第4条第3項に職務代理者は会長が指名することとなっておりますので、会長に指名をお願いしたいと考えております。職務代理者とは、会長が欠席した際に、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理するものでございます。説明につきましては以上です。

【横手会長】 事務局からの説明が終わりました。職務代理者は、会長が指名するとのことですので、私のほうで指名させていただきます。柳島水再生センターの所長で、下水道事業に深い見識をお持ちの和田委員を指名したいと思いますがいかがでしょうか？

～異議なし～

【横手会長】 それでは和田委員、職務代理者の席に移動していただきご挨拶をお願いします。

【職務代理者】 あいさつ

(3) 議事録承認委員の選出について

【横手会長】 事務局より説明願います。

【事務局】 議事録承認委員につきましては、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則により、議事録の確認をいただくことになっており、これまでは会長と職務代理者を除く、名簿順でお願いしているところです。今回も同様でよろしいか、ご判断いただきたいと思いますと考えております。説明は以上です。

【横手会長】 事務局から説明がありましたがいかがでしょうか？

～異議なし～

【横手会長】 今回の議事録承認者として、山上委員を選任いたします。よろしくをお願いいたします。議題は以上となります。

6 報告

(1) 令和5年度下水道事業の概要について

【事務局】説明

【横手会長】ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

【青木委員】6ページの施設管理事業の委託内容について、汚水ポンプ3箇所、汚水流量計が13箇所委託しているが、委託した結果それで十分なのか確認したい。

7ページの下水道事業費用の補修事業費で緊急補修となっていて、数が出ていないけど、老朽化が進んでいる中で緊急補修は増えている傾向にあるのかを確認させてください。

【山本副技幹】まず、6ページの委託の成果になりますが、汚水流量計測13箇所につきましては、すべて寒川町の下水道管が県の流域下水道に接続するマンホールのところについています。その流量計を付けた数値を基に県に報告しまして県がその流量から処理場の流量割合を出すために、町から報告している数値となります。必要数は県に報告出来ていると思っています。

ポンプ維持管理委託につきましては、汚水ポンプの清掃と点検で3箇所。毎月清掃と年に1回、専門業者に止まらないように点検してもらっている。点検結果に不備があるようであれば、すぐに修繕してもらうようにしている。

7ページの汚水施設緊急補修の費用の状況ですが、主に県道や町道のマンホールがガタついて、振動がするとかマンホール蓋の周りが割れて、蓋が立ち上がってしまうとかこのような補修は増えています。計画的に蓋の交換をしていますが、どうしても県道とか早急に壊れてしまうので緊急補修の方で、部分部分ですが、交換している。今後、50年経過する管渠が増えていきますので、緊急修繕は増えていくと想定しています。

【郷原委員】3ページの相模川流域下水道維持管理事業費の関係ですが、予算ベースでここに書いてある32.33%上昇ということで見込んでいるということよろしいのか。今年度はもう始まっているので、3割増で推移するのか。これは料金に跳ね返ってくる部分だと思うので説明してもらいたい。

【江川主任主事】県の方から予算としてこれだけ確保して欲しいと来ているのでこれだけかかる想定をしています。3割増しです。

【郷原委員】決算ではないからまだ確定していないと思う。何回かに分けて支払っていますよね。

【江川主任主事】何回かに分けて支払っていますが、これだけかかる想定をしています。実績ではないので、金額の上げ下げはあると思います。

【丹内主査】分割で払っています。最後の時に精算となりますので年度末に具体的な数字がわかると思います。

【郷原委員】下水道料金の改定をして23%増を見込んでいるわけですが、これで30%以上の上昇ということだととても追いつかないと懸念しています。

【横手会長】おっしゃるとおりですね。

7 その他

【事務局】2点ございます。

1 点目 下水道料金改定の時期についてでございます。

【丹内主査】それでは、公共下水道使用料改定について説明させていただきます。今回、新たに委員となった方もいますので、参考資料1から3として、答申書、意見書、事務局から委員のみなさまへ改定時期のご連絡の文書の3点をお配りしました。「公共下水道使用料改定の経緯」とあわせてご覧ください。

公共下水道使用料改定の経緯では令和元年度から主な内容を記載しております。その中で令和3年度の欄をご覧ください。令和3年4月15日付けで参考資料1の答申書を町長へ提出しました。その中では、平均改定率5.6%増する改定を令和3年10月1日に実施すること。令和7年度に経費回収率100%を目指すため、審議会での十分な検討を経た上でという条件付きで、令和5年度、令和7年度にそれぞれ13.2%増の段階的な改定を目指すことが適切としました。

その後、予定通り令和3年10月1日に使用料改定を行い現行の使用料となっております。

次に令和4年度の動きになります。令和3年度に提出した答申書の中でありました令和5年度及び令和7年度の改定について全3回の審議会を経て参考資料2の令和4年12月22日付けで意見書を提出したところです。

内容は、令和5年度の平均改定率を23.0%の増、令和7年度の改定は、経費回収率100%を達成できるよう社会情勢や経費の動向を踏まえ十分な検証を行い、使用料改定に努めるとしました。

その後、令和5年度中の改定に向け内部調整等を行った中で、参考資料3にありますとおり社会情勢やコロナ禍における家計への影響を鑑み、改定の時期を半年程度延期にする事とし、令和5年2月15日付けで委員のみなさまへ郵送にてご報告させていただいたところです。

今後は使用料改定に向けた内部調整を経ていくこととしています。

以上で、使用料改定の報告とさせていただきます。

【横手会長】報告いただきましたが、何か疑問点とか申し上げたい委員の方いらっしゃいますか。郷原委員よろしいですか。

【郷原委員】この時点では何も申し上げることは出来ないかなと思います。

【横手会長】7月の請求から東京電力14%の電気料金が上がりましたし、OPECも減産が続く、社会的情勢から言うとかかなり厳しい状況の中でどうなっていくのかという形になるのは間違いありませんので、情勢を把握しながら値上げの時期をどうしていくかというのを町民の方達から最低限、ご理解。納得いただけないかもしれませんが最低限はご理解いただけるよう説明を尽くしていただければと思います。 【事務局】2点目です。事務連絡であります、審議委員さんへの報酬でございます。町の条例に従い報酬を支払いさせていただきます。再任の方につきましては振込先の変更があれば事務局までお知らせください。 8 閉会 【横手会長】以上で本日の議事は全て終了いたしました。ご協力をいただきありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。 【事務局】横手会長、議事の進行をありがとうございました。次回以降の審議会につきましては、今後の状況により開催を決定したいと思いますのでよろしく願いいたします。 以上をもちまして「令和5年度第1回下水道運営審議会」を閉会いたします。長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。		
資 料	・ 会議次第 ・ 寒川町下水道運営審議会委員名簿 ・ 資料1 令和5年度下水道事業特別会計予算 ・ 資料2 公共下水道使用料改定の経緯	
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	山上 秀樹 (令和5年7月28日確定)	

令和5年度第1回寒川町下水道運営審議会 会議次第

日 時	令和5年7月14日（金） 午後2時00分から
場 所	東分庁舎第1・2会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 町長挨拶

4 委員紹介（自己紹介）

5 議 題

- （1） 会長の選任について
- （2） 職務代理者の指名について
- （3） 議事録承認委員の選出について

6 報告

- （1） 令和5年度寒川町下水道事業の概要について

7 その他

寒川町下水道運営審議会委員名簿

(任期 令和6年4月30日まで)

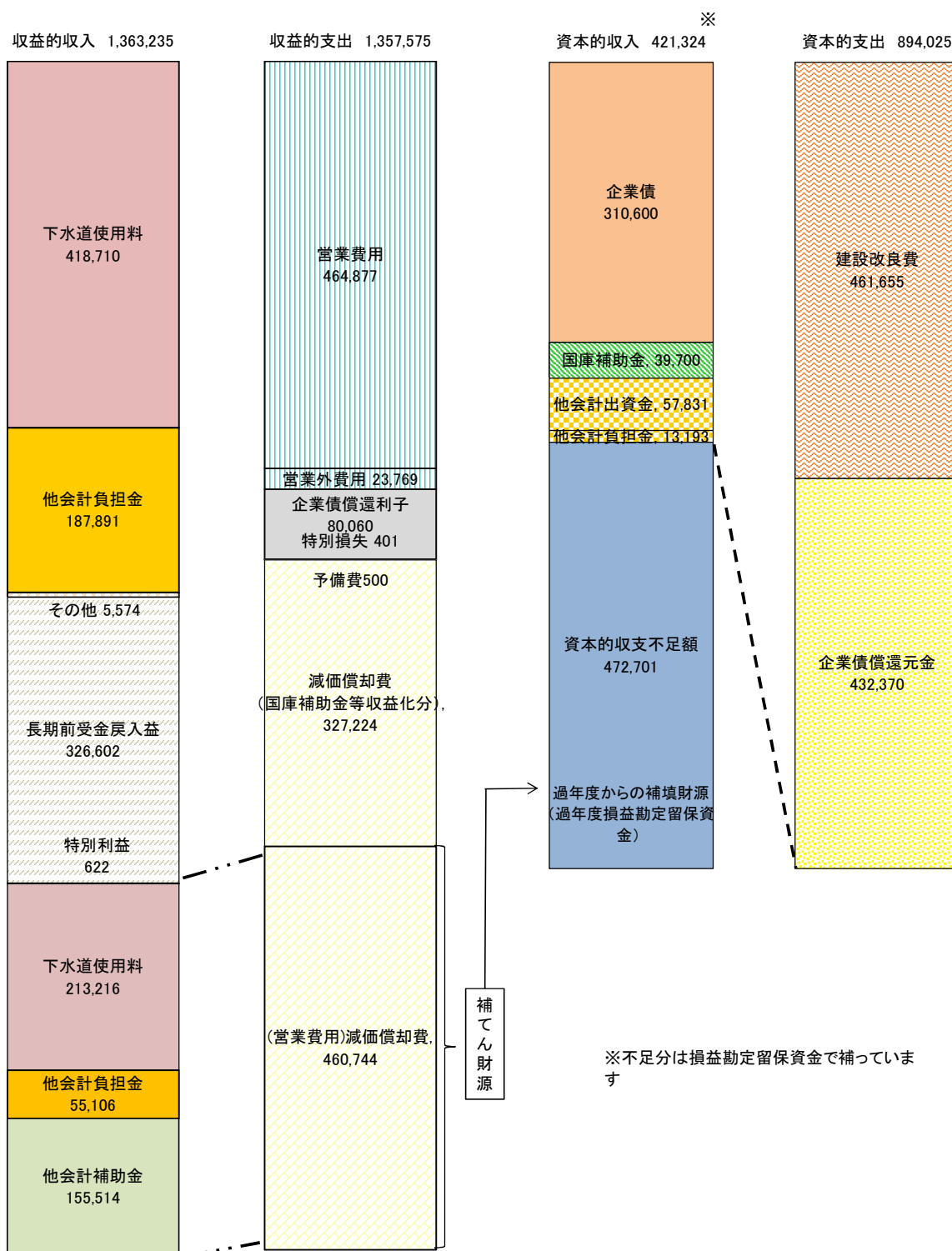
氏 名	資 格	備 考
ヤマガミ ヒデキ 山上 秀樹	条例第3条 第2項第1号 (町議会議員)	寒川町議会議員
アオキ ヒロシ 青木 博	条例第3条 第2項第1号 (町議会議員)	寒川町議会議員
ヨコテ アキラ 横手 旭	条例第3条 第2項第1号 (町議会議員)	寒川町議会議員
フキ マサヒコ 脇 正彦	条例第3条 第2項第2号 (学識経験者)	神奈川県企業庁 茅ヶ崎水道営業所長
ワダ ヤスオ 和田 安雄	条例第3条 第2項第2号 (学識経験者)	公益財団法人 神奈川県下水道公社 柳島水再生センター所長
サルワタリ シュウゴ 猿渡 修悟	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町自治会長 連絡協議会
オオクニ イチロウ 大國 一郎	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町自治会長 連絡協議会
ウスイ ツヨシ 臼井 剛	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町商工会
ナカウチ ヤスナリ 中内 靖修	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町商工会
マスダ タケシ 増田 健	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町工業協会
ゴウハラ ヒロユキ 郷原 廣行	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	公募

(単位:千円)

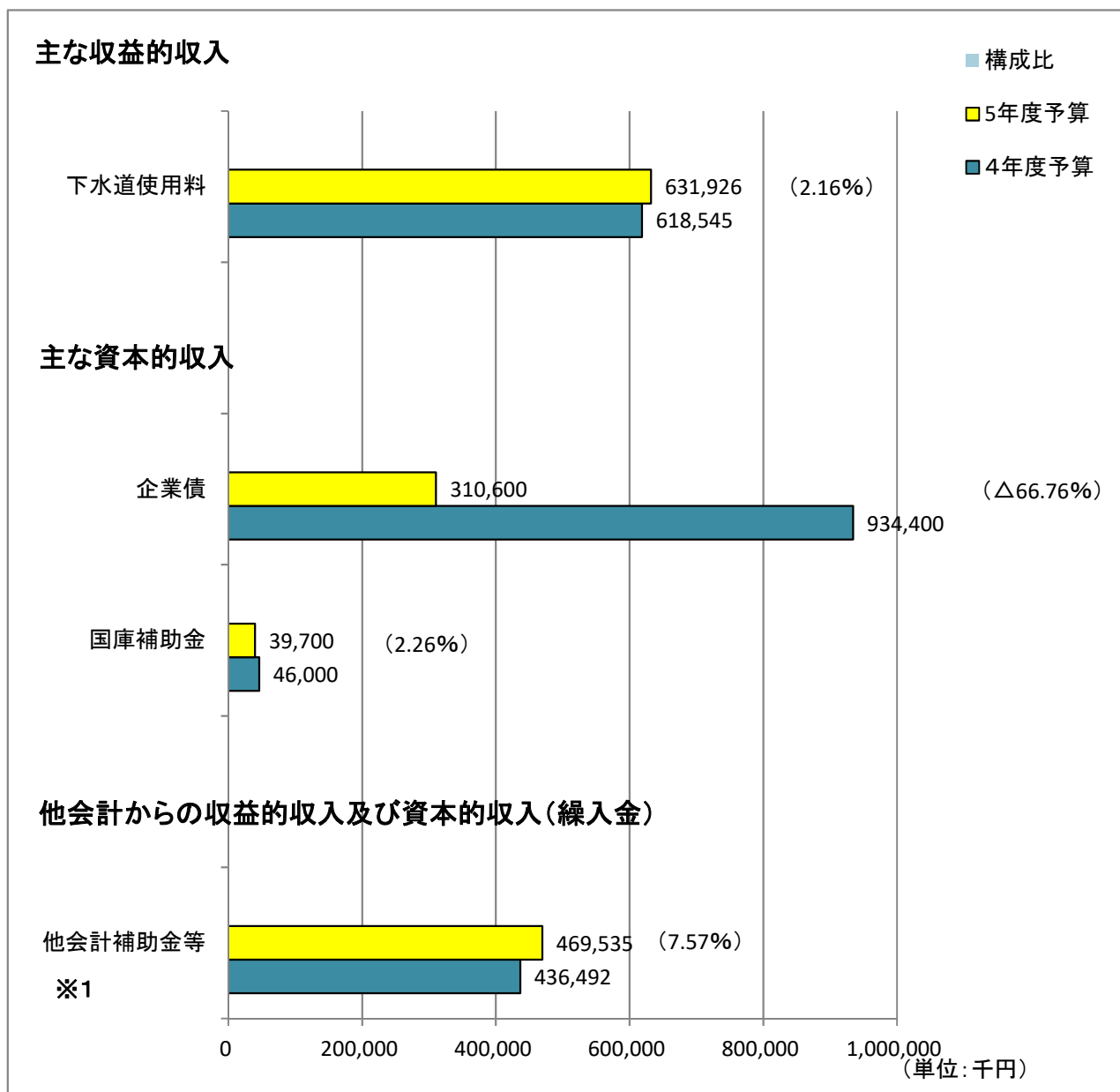
令和5年度下水道事業特別会計予算

(3条予算)

(4条予算)



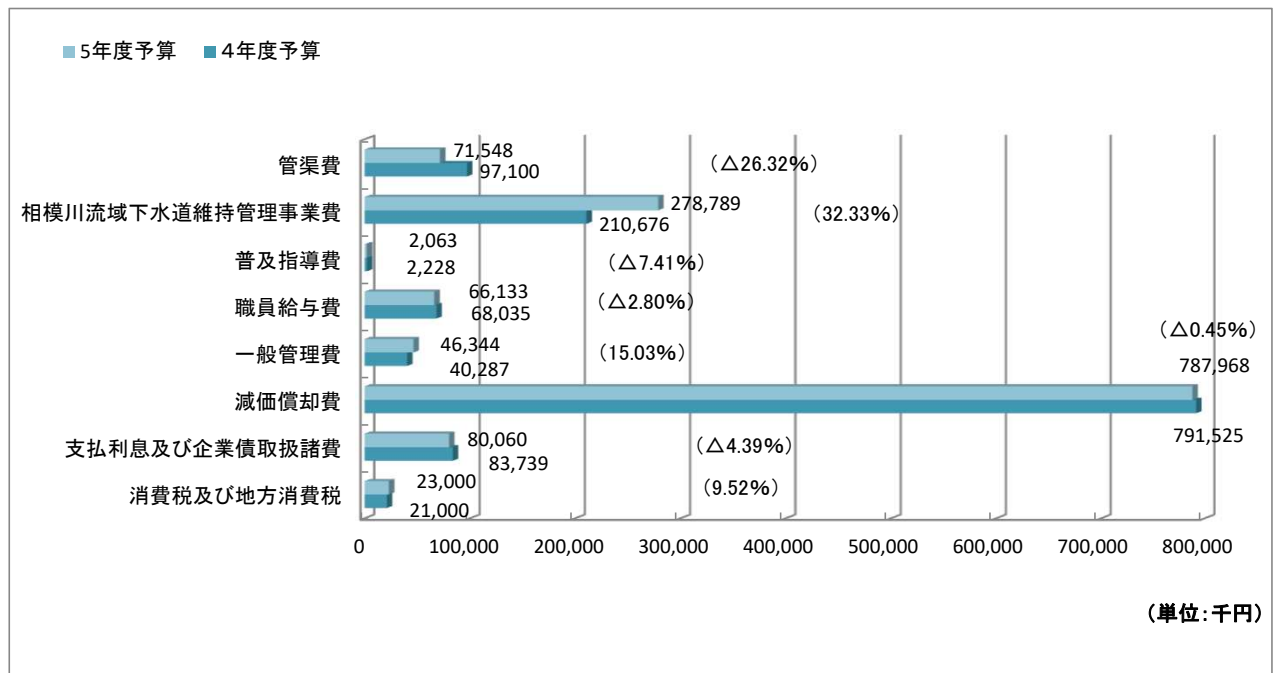
主な事業別収入予算比較(対前年度比)



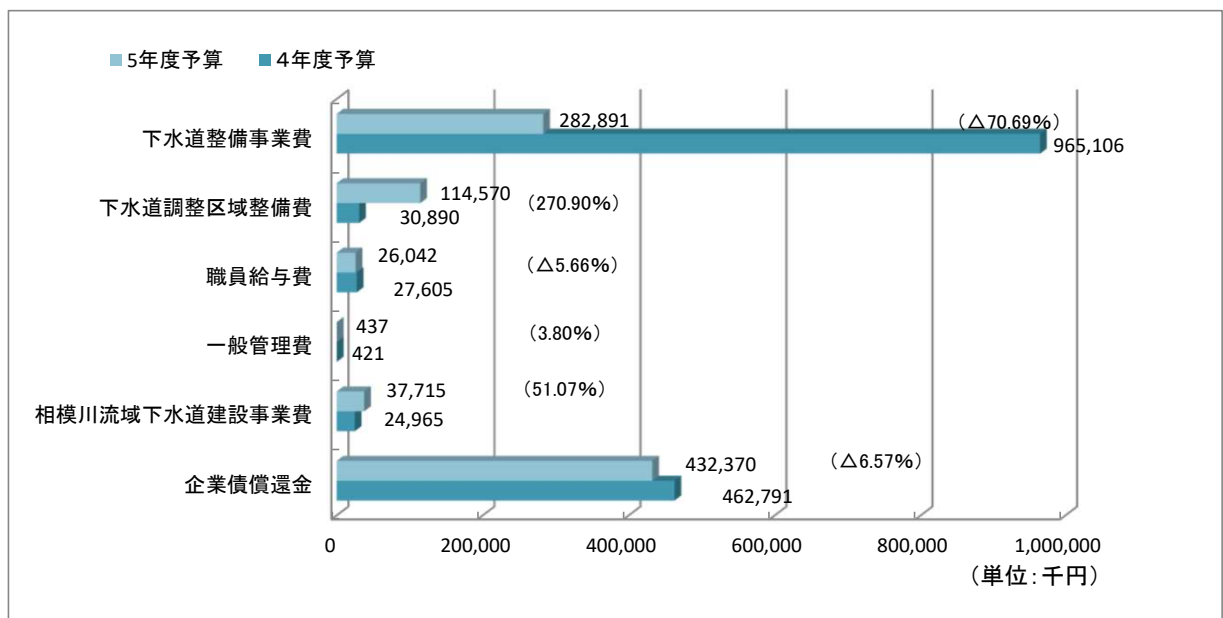
※1 他会計負担金・他会計補助金・他会計出資金の合計を計上してあります。

主な事業別支出予算比較(対前年度比)

(主な収益的支出の前年度比較)



(主な資本的支出の前年度比較)



企業債現在高

(単位：円)

種 類	令和3年度末	令和4年度実績		令和4年度末	増減
		借 入 額	償 還 額		
公共下水道事業債	4,227,888,945	1,233,000,000	388,005,211	5,072,883,734	844,994,789
流域下水道事業債	738,120,798	20,300,000	47,386,743	711,034,055	△ 27,086,743
資本費平準化債	480,203,092	0	27,398,050	452,805,042	△ 27,398,050
合 計	5,446,212,835	1,253,300,000	462,790,004	6,236,722,831	790,509,996

収益の収入支出

(単位：千円)

区分	予算額		増減	増減理由（説明）
	令和4年度	令和5年度		
下水道事業収益	1,328,431	1,363,235	34,804	
営業収益	778,837	766,307	△ 12,530	雨水処理負担金等の減
営業外収益	549,110	596,305	47,195	汚水処理費の増
特別利益	484	623	139	臨時財政特例債等の過去収益化分
下水道事業費用	1,316,260	1,357,575	41,315	
営業費用	1,209,851	1,252,845	42,994	相模川流域下水道負担金及びインボイス対応に伴うシステム改修委託の増
営業外費用	105,508	103,829	△ 1,679	償還終期による支払利息の減
特別損失	401	401	0	
予備費	500	500	0	

資本的収入支出

(単位：千円)

区分	予算額		増減	増減理由
	令和4年度	令和5年度		
資本的収入	1,040,007	421,324	△ 618,683	
企業債	934,400	310,600	△ 623,800	借入額の減（公共下水道事業債）
出資金	41,059	57,831	16,772	雨水に係る建設改良費の増
負担金	18,548	13,193	△ 5,355	償還進捗による減（臨時財政特例債元金）
補助金	46,000	39,700	△ 6,300	国庫対象事業費の減
資本的支出	1,511,778	894,025	△ 617,753	
建設改良費	1,048,987	461,655	△ 587,332	田端土地区画整理事業負担金の減
企業債償還金	462,791	432,370	△ 30,421	償還進捗による減

施設管理事業費の委託内容

款) 下水道事業費用 項) 営業費用 目) 管渠費

下水道維持補修事業費

委 託 名 称	内 容
幹線汚泥分析委託	浚渫に先立つ汚泥の分析
幹線浚渫委託	雨水幹線の堆積土砂の浚渫及び処分
幹線草刈委託	雨水幹線用地の草刈り及び樹木伐採
幹線ゴミ揚げ委託	雨水幹線スクリーンに付着したゴミの清掃
既設管清掃委託	污水管渠の清掃及び汚泥処分
ポンプ維持管理委託	污水ポンプの清掃・点検（3箇所）
流量維持管理委託	污水流量計測 13箇所
既設管調査委託	污水管不明水対策調査（誤接続調査）
水門保守点検委託料	水門の年次点検（6箇所）
機具保守点検委託	ガス検知器等の点検

下水道台帳管理費

委 託 名 称	内 容
幹線測量委託	雨水幹線用地の境界管理及び復元
下水道台帳公開システム構築業務委託	下水道台帳公開システム構築及びシステム保守

施設管理事業費の工事内容

款) 下水道事業費用 項) 営業費用 目) 管渠費

下水道維持補修事業費

工 事 名 称	工 事 内 容					備 考
	工 種	第1	第2	第3	第4	
汚水施設補修工事	汚水施設の補修工事	—	—	—	—	緊急補修
雨水施設補修工事	雨水施設の補修工事	—	—	—	—	緊急補修
フェンス補修工事	雨水幹線のフェンスの補修工事	—	—	—	—	緊急補修

水質規制事業費の委託内容

款) 下水道事業費用 項) 営業費用 目) 普及指導費

水質規制事業費

名 称	内 容
水質調査委託	特定事業所等（11事業所予定含む）の水質調査

一般管理費の委託内容

款) 下水道事業費用 項) 営業費用 目) 総係費

一般管理費の委託内容

名 称	内 容
上下水道料金一括徴収事務委託	上下水道料金の一括徴収事務を企業庁に委託
予防接種委託	下水道課職員の破傷風感染予防
公営企業会計支援業務委託	企業会計事務支援業務委託
公営企業会計システム保守委託	適格請求書（インボイス）に対応するための公営企業会計システム保守委託

下水道整備事業費の委託内容

款) 資本的支出 項) 建設改良費 目) 管渠建設事業費

下水道整備事業費（市街化区域）

委 託 名 称	内 容
建設資材特別調査委託	工事に使用する高額資材の市場価格調査
長寿命化対策修繕改築計画委託	既存公共下水道施設の修繕改築計画策定委託
耐震化対策調査診断委託	既設公共下水道施設の耐震化対策計画に基づく調査
小出川直接流出区域吐口実施設計委託	小出川吐口整備の詳細設計業務委託
水位計等システム構築委託	寒川町雨水管理総合計画に基づき水位計及びTVカメラを設置し、浸水状況のリアルタイムでの監視システムの構築を行う

下水道調整区域整備事業費

委 託 名 称	内 容
浄化槽実態調査委託	下水道全体計画区域内の事業計画区域外における汚水処理状況等の実績調査
地下埋設物調査委託	管渠新設工事に伴う事前の地下埋設物調査委託

下水道整備事業費の工事内容

款) 資本的支出 項) 建設改良費 目) 管渠建設事業費

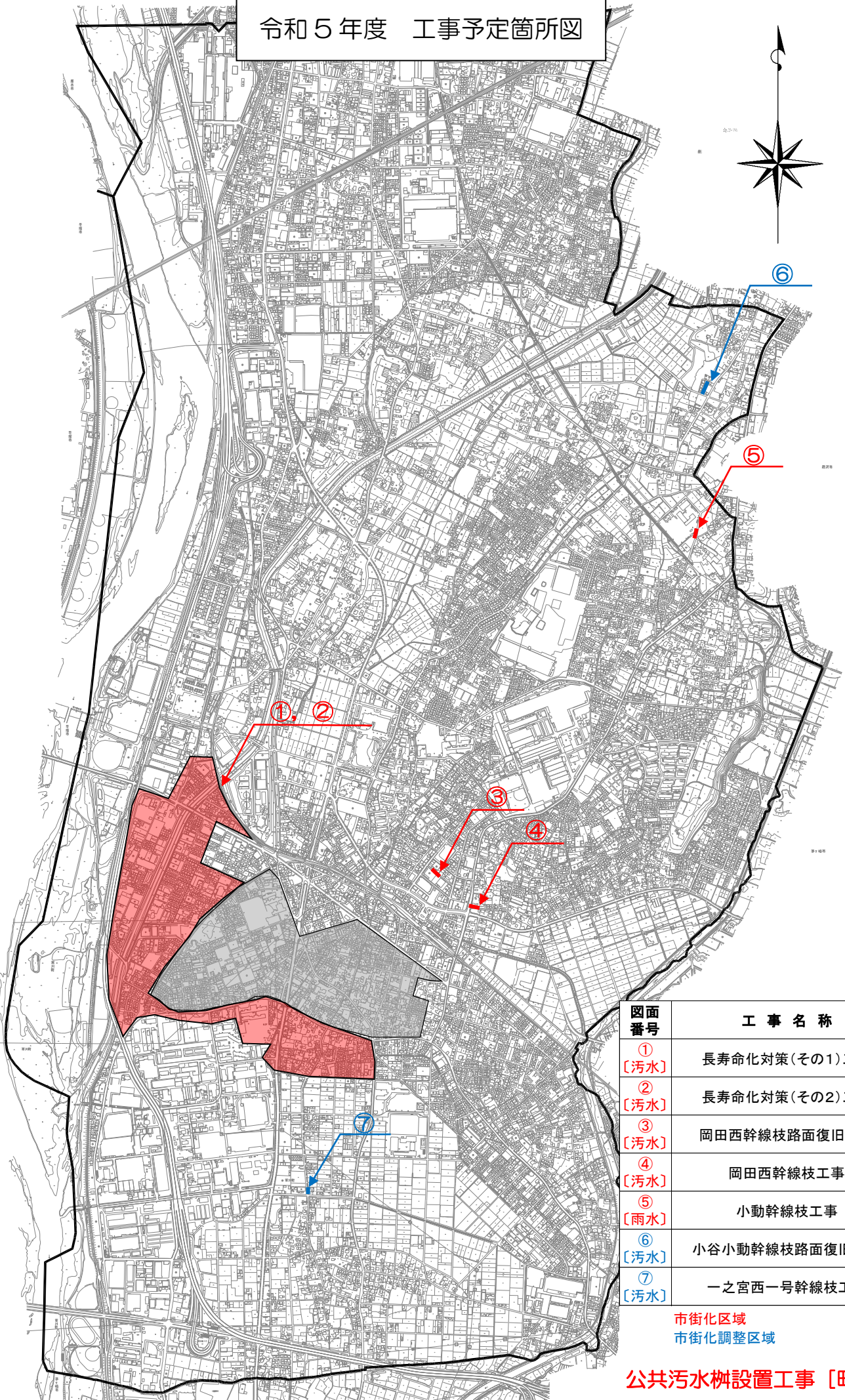
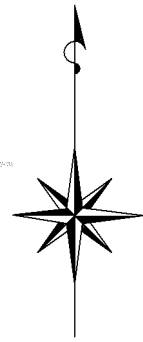
下水道整備事業費（市街化区域）

図面番号	補助 単独	工 事 名 称	工 事 内 容				備 考
			工 種	第1	第2	第3	第4
① 〔汚水〕	補助 単独	長寿命化対策(その1)工事	既設公共下水道施設のストックマネジメント 計画に基づく長寿命化工事		○		
② 〔汚水〕	補助 単独	長寿命化対策(その2)工事	既設公共下水道施設のストックマネジメント 計画に基づく長寿命化工事		○		
③ 〔汚水〕	単独	岡田西幹線枝路面復旧工事	路面復旧工 面積 約 90㎡			○	
④ 〔汚水〕	単独	岡田西幹線枝工事	開削工 ◎200 延長 約 22m			○	
⑤ 〔雨水〕	補助 単独	小動幹線枝工事	開削工 ボックスカルバート □1300×1200 延長 約18m	○			
〔汚水〕	単独	公共汚水樹設置工事	新築等による公共下水汚水樹設置 申出書に基づく汚水樹設置工事	○	○	○	

下水道調整区域整備事業費

図面番号	補助 単独	工 事 名 称	工 事 内 容				備 考
			工 種	第1	第2	第3	第4
⑥ 〔汚水〕	単独	小谷小動幹線枝路面復旧工事	路面復旧工 面積 約150㎡		○		
⑦ 〔汚水〕	単独	一之宮西一号幹線枝工事	開削工 ◎200 延長 約 38m	○			

令和5年度 工事予定箇所図



図面 番号	工 事 名 称
① 〔汚水〕	長寿命化対策(その1)工事
② 〔汚水〕	長寿命化対策(その2)工事
③ 〔汚水〕	岡田西幹線枝路面復旧工事
④ 〔汚水〕	岡田西幹線枝工事
⑤ 〔雨水〕	小動幹線枝工事
⑥ 〔汚水〕	小谷小動幹線枝路面復旧工事
⑦ 〔汚水〕	一之宮西一号幹線枝工事

市街化区域

市街化調整区域

公共污水柵設置工事〔町域〕

答 申 書

令和 3 年 4 月 1 5 日
寒川町下水道運営審議会

令和3年4月15日

寒川町長 木村俊雄 様

寒川町下水道運営審議会
会長 横手 旭



寒川町公共下水道使用料の見直しについて（答申）

令和元年9月12日付け寒下第111号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

公共下水道は、将来にわたり都市の快適な生活環境の実現、公共用水域の水質保全など、私たちの生活に欠くことのできない重要な都市施設です。

公共下水道事業を取り巻く状況は、人口の減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新・投資の増大など、公共下水道事業をめぐる経営環境は厳しさが増しつつあり、計画的な事業運営、経営の健全化が急務となっています。

公共下水道事業において、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料により賄うことが原則とされておりますが、平成30年度における汚水処理費の公共下水道使用料による経費回収率は75.7%に留まり、不足分は一般会計からの繰入金で補っている現状です。

今後の経営環境の変化に対応し、公共下水道事業を持続的に行えるよう、経費節減、接続促進等の経営努力、経営の健全化、安定化に向け、適正な受益者負担の観点から、公共下水道使用料の改定はやむを得ないことと判断したものであります。

以上のことを踏まえ、当審議会では、持続的に適正な公共下水道運営を実施して行くために、寒川町公共下水道事業経営戦略、近隣自治体の状況等を鑑み、平均改定率5.6%となる改定を別表のとおり答申いたします。

算定期間は、令和3年10月から令和6年度末とし、改定期間については、令和3年10月から適用することが適当と考えます。

また、今後の使用料改定にあたっては、継続的に経営状況と財政状況を検証し、

社会情勢や経済の動向などに配慮したうえ、令和7年度に経費回収率100%を達成することを目標とされたい。使用者への負担緩和からも令和5年度に13.2%、令和7年度に13.2%の段階的な改定を目指すことが適切である。

この際、使用者の過負担とならないよう、審議会を開催し十分な検討のうえ、使用料改定に努められたい。

なお、今回の諮問事項に対する答申は上記のとおりですが、委員会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととしましたので、今後における事業運営にあたり配慮してください。

付帯意見

(1) 公共下水道事業の経営について

公共下水道事業の経営にあたっては、効率的な運営を常に意識し、今後一層の経営努力に努めるとともに、独立採算の確立を目標とした公共下水道事業の経営に努められたい。

(2) 公共下水道への接続促進について

公共下水道事業の投資効果をより高めるため、引き続き未接続者に対しホームページ、広報などでの周知、戸別訪問等による接続の推進を図り、未接続者の減少に努められたい。

(3) 公共下水道事業の情報共有について

公共下水道使用料改定については、町民の生活に大きな影響を与えることから、公共下水道使用料の仕組み、財政状況などを、積極的に広報などを活用し、町民の理解が得られるよう努められたい。

以上

(別表)

公共下水道使用料設定

(1 か月あたり：税抜き)

種別	区分	排水量	現行	改定後
一般汚水	基本料金	8 立方メートル以下の分	707 円	747 円
	従量料金 (1 立方メートルにつき)	8 立方メートルを超え 20 立方メートル以下の分	91 円	96 円
		20 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分	108 円	114 円
		50 立方メートルを超え 100 立方メートル以下の分	142 円	150 円
		100 立方メートルを超え 200 立方メートル以下の分	160 円	169 円
		200 立方メートルを超え 300 立方メートル以下の分	176 円	186 円
		300 立方メートルを超え 500 立方メートル以下の分	188 円	199 円
		500 立方メートルを超える分	205 円	216 円
公衆浴場 汚水	排水量 1 立法メートルにつき		5 円	

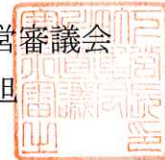
意見書

令和4年12月22日
寒川町下水道運営審議会

令和4年12月22日

寒川町長 木村俊雄 様

寒川町下水道運営審議会
会長 横手 旭



寒川町公共下水道使用料の改定について

令和3年4月15日の答申において、「社会情勢や経済の動向などに配慮したうえ、令和7年度に経費回収率100%を達成することを目標とされたい。使用者への負担緩和からも令和5年度に13.2%、令和7年度に13.2%の段階的な改定を目指すことが適切である。この際、使用者の過負担とならないよう、審議会を開催し十分な検討のうえ、使用料改定に努められたい。」と答申しました件について、当審議会において慎重に審議を行った結果、令和5年度における使用料改定は次のことから平均改定率23%とし、使用料については別表のとおりとします。

公共下水道事業において、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料により賄うことが原則とされておりますが、令和3年度における汚水処理費の公共下水道使用料による経費回収率は76.7%に留まり、不足分を一般会計からの繰入金で補っています。このことは受益者負担の原則になっておらず、下水道を使用できる方と出来ない方との間で、公平さが保たれておりません。また、一般会計繰入金で補てんすることは、他の町民サービスに使用可能な財源に影響を及ぼす可能性があります。

公共下水道事業については、人口の減少、施設の老朽化に伴う更新・投資の増大など、経営環境は更に厳しくなることが予想され、計画的な事業運営、経営の健全化が急務となっています。

また、世界経済によるエネルギー価格や原材料費等の物価高騰が、日本経済にも大きな影響を与えていますが、公共下水道事業につきましても、電気料金等の高騰により経営を圧迫し、厳しい状況に直面しています。

今後の公共下水道事業を安定的・持続的に行えるよう、当審議会では、令和5年度の使用料改定を審議してきましたが、物価高騰等による汚水処理費の増加は避け

られない状況であります。そのため今後の安定的な事業運営を考えるにあたり、令和5年度の使用料改定を別表のとおりとする意見といたします。

なお、今回の下水道使用料改定に対する意見としては上記のとおりですが、審議会における審議経過を踏まえ、次の内容を付すこととしましたので、今後における事業運営にあたり配慮してください。

(1) 公共下水道事業の経営について

公共下水道事業の経営にあたっては、今後一層の経営努力に努め、独立採算の安定的な公共下水道事業の経営に努めてもらいたい。

(2) 公共下水道への接続促進について

公共下水道事業の投資効果をより高めるため、引き続き未接続者に対するホームページ、広報などでの周知、戸別訪問等による接続の推進に努めてもらいたい。

(3) 公共下水道事業の情報共有について

公共下水道使用料改定については、町民の生活に大きな影響を与えることから、改定の趣旨や内容について、効果的な広報活動を行い、町民の理解が得られるよう努めてもらいたい。

(4) 令和7年度の改定について

令和7年度の改定により経費回収率100%を達成するように、社会情勢や経費の動向を踏まえたうえで十分な検討を行い、使用料改定に努められたい。

以上

(別表)

公共下水道使用料設定

(1 か月あたり：税抜き)

種別	区分	排水量	現行	改定後
一般汚水	基本料金	8 立方メートル以下の分	747 円	919 円
	従量料金 (1 立方メートルにつき)	8 立方メートルを超え 2 0 立方メートル以下の分	96 円	118 円
		2 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートル以下の分	114 円	140 円
		5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートル以下の分	150 円	185 円
		1 0 0 立方メートルを超え 2 0 0 立方メートル以下の分	169 円	208 円
		2 0 0 立方メートルを超え 3 0 0 立方メートル以下の分	186 円	229 円
		3 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートル以下の分	199 円	245 円
		5 0 0 立方メートルを超える分	216 円	266 円
公衆浴場 汚水	排水量 1 立法メートルにつき		5 円	

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 1 5 日

委 員 各 位

寒川町下水道運営審議会
事 務 局

寒川町公共下水道使用料の改定時期について（ご報告）

早春の候、審議会委員のみなさまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また公私ご多忙の中、公共下水道使用料改定の検討につきまして、度重なるご審議を頂き誠にありがとうございました。

さて、令和 4 年 1 2 月 6 日に開催した寒川町下水道運営審議会での使用料改定に対する意見書を、1 2 月 2 2 日に町長へ提出させて頂きました。

町としては、意見書を基に庁内で検討したところ、経費回収の改善は急務ではありますが、電気料金の値上げやコロナ禍での家計への影響が顕著な社会情勢をかんがみ、令和 5 年 1 0 月 1 日に予定しておりました使用料改定を、半年程度延期する事といたしました。なお、改定率について変更はございません。

今後につきましては、令和 6 年 4 月 1 日の使用料改定実施を目指していく予定です。

これからも、下水道事業に対するご意見・ご審議のほどよろしく願います。

事務担当は、都市建設部下水道課管理担当
電話 0467-74-1111 内線 337,338